

分担金・拠出金の名称		太平洋諸島フォーラム(PIF)拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	9,970千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		太平洋諸島フォーラム(PIF)	任意拠出金			B
国際機関等の概要及び 成果目標		(1) 当該機関の設立経緯等・目的 PIFは、1971年8月、第1回南太平洋フォーラム(SPF)(PIFの旧名称)首脳会議がニュージーランドにおいて開催されて以降、大洋州諸国首脳の対話の場として発展。現在、オーストラリア、ニュージーランドや、太平洋の島嶼国14か国と2地域(ニューカレドニアと仏領ポリネシア)によって構成される地域国際機関であり、政治・経済・安全保障など、幅広い分野において域内共通の関心事項の討議を実施。 1999年10月総会の決定により、太平洋諸島フォーラム(PIF)に名称を変更。 1989年以降、我が国を始めとする米国、英国、フランス、カナダ、中国などの援助国を中心とする域外国との対話を開始。その後、EU、韓国など併せて17か国が域外国対話に参加。 太平洋島嶼国におけるビジネス開発、投資促進、女性の役割向上、ジェンダー主流化、災害に対する強靱性構築等の事業を通じ、太平洋島嶼国の経済的自立や持続可能な開発を支援することを目的とする。本件拠出金は、オーストラリア、EU、ニュージーランド、中国、韓国等が拠出し、日本とPIFの政策協調、国際交渉の場における共同行動を確保すべく、PIFが実施する島嶼国間の貿易統合、投資政策、ビジネス開発等のプロジェクトの調査、企画・立案、実施に対して資金を拠出するもの。 (2) 拠出に当たっての成果目標 太平洋島嶼国における投資促進、女性の役割向上等のニーズを踏まえ、日本の支援効果の高い事業を実施する。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・太平洋の14か国の島嶼国を主要メンバーとするPIFは、島嶼国特有の問題(小人口、遠隔性、自然災害等)に起因する脆弱性を克服して持続可能な開発を達成するため、全世界の島嶼国他がメンバーである小島嶼開発途上国(SIDS)及び小島嶼国連合(AOSIS)の中心として、2014年の国連におけるSIDS国際年に際しての国連主催による第3回小島嶼開発途上国国際会議をサモアで開催し、成果文書「SIDS Accelerated Modalities of Action (S.A.M.O.A.), pathway」の採択に貢献した。 ・PIF事務局は、ホームページにおいてPIF加盟国及び事務局の活動を積極的に広報しており、関連文書もライブラリー形式で掲載している。 ・化石燃料を主因とする二酸化炭素の排出が極めて少ないにもかかわらず、気候変動の悪影響を最も受けている島嶼国の状況と国家が水没する危機にあるという島嶼国の脆弱性を訴え、気候変動交渉において主要なプレイヤーとして積極的に発言し、大気中の温室効果ガス濃度を350ppm以下に抑え、気温上昇を産業化以前に比して1.5度以下に抑えることを主張し、パリ協定の採択に貢献した。 ・太平洋SDGs(持続可能な開発目標)タスクフォースを設置し、太平洋SDGsロードマップの最終案を2017年9月までに策定する予定。 ・PIFの主要メンバーであるフィジーが2017年国連主催の海洋に関するSDGs14国際会議の議長をスウェーデンと共に務めた。2016年には、SDGs14(海洋資源)を念頭に置き、水産業に係わる太平洋島嶼国地域の43の企業を招待し、持続的かつ社会的にインパクトのある水産業についてワークショップを開催した。 ・全世界の島嶼国他がメンバーであるSIDS及びAOSISの主要メンバーとして活動しており、2014年にはサモアが国連主催の第3回小島嶼開発途上国国際会議をホストし、2017年6月にフィジーが国連主催の海洋に関するSDGs14国際会議の議長をスウェーデンと共に務め、2017年11月の気候変動枠組条約の締約国会議の議長をフィジーが務める予定。PIFは加盟国が国際会議を主導することを機関として支持している。 ・我が国は、1997年以降3年に一度の頻度でオーストラリア、ニュージーランドを含む全てのPIF加盟国をメンバーとする太平洋・島サミットを開催しており、併せてPIF事務局も招待することにより、個々の太平洋島嶼国との関係強化を図ると共に、PIFを通して域内との連携を強化している。更に、PIFの域外国メンバーとして、PIFに対する拠出金を通じ、太平洋島嶼国のニーズに合った投資促進、ビジネス開発などの各種プロジェクトを支援し、島嶼国の経済的自立等における我が国の貢献を島嶼国に対して示している。 ・太平洋・島サミットでは毎回成果文書としての首脳宣言を発出しており、同首脳宣言では、我が国の島嶼国に対する支援策を表明すると共に、国連安保理改革、北朝鮮問題、戦没者遺骨の収容等に係る我が国の政策に対する島嶼国の支持が表明されている。また、PIFの加盟国は、我が国にとって様々な国際的な選挙における安定的な支持基盤であり、国際交渉の場における我が国の外交プレゼンスの向上に貢献していることを極めて高く評価していることは、毎年、国連総会の機会に内閣総理大臣が太平洋島嶼国を対象とする会合を開催していることにも現れている。 ・PIFの関連機関であるフォーラム漁業機関(FFA)は、水産資源等の天然資源の有用な供給国である島嶼国の政策を左右する重要な機関であり、我が国にとって極めて重要な漁業資源を確保するためにはその動向を注視する必要がある。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・執行済予算については監査法人(現在はフィジーのKPMG)の監査報告とともに会計報告が行われている。報告内容はホームページへの掲載により対外公表しており、加盟国でない日本を始めとする域外国対話のメンバー国も適時適切に会計報告を入手できる。さらに、毎年開催される域外国対話において財務状況を含めたPIFの活動報告がなされている。 ・なお、監査法人の報告は将来の予算編成及び執行に反映している。 ・我が国のPIFに対する拠出金については、評価基準5で述べられているPDCAサイクルのとおり、事前に事務局から事業案申請書が提出され、同案を外務省にて精査した上で承認している。実施段階では、在外公館を通じてその実施状況をモニタリングし、事業終了後に報告書を提出させ、その事業を評価し、今後の事業の改善等に繋げることにより、島嶼国のためになる形での有効活用が確保されており、PIFの財政マネジメントの向上に一定の貢献を行っている。 ・ただし、我が国はPIFの正規加盟国ではないため、組織全体の予算に関して組織(事務局)に対して直接影響力を行使することには限度がある。				

Ⅱ 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・PIFは、太平洋島嶼国14か国、オーストラリア、ニュージーランド及び2地域（ニューカレドニア、仏領ポリネシア）が参加する唯一の包括的な地域的取組であり、我が国の対大洋州外交で最も重視すべき地域機構。我が国は、PIFの域外対話国として、PIFで行われる政治、経済、安全保障等に関する議論に参加しているが、本件拠出金は、同対話の場における我が国の発言力及びプレゼンスを確保する上で極めて重要な役割を果たしている。加えて、我が国は、PIFに対する我が国の発言力・影響力を確保するために、PIF域外国対話に政務レベルのハイレベルが出席している。また、我が国は太平洋島嶼国との二国間会談などを通じ各国との関係強化を図りつつ、我が国が1997年から3年ごとに主催する太平洋・島サミットにおいてPIFの協力を得ることで、日本と島嶼国共通の関心事等につき議論を行い、成果を首脳宣言として発出して多国間での関係強化も図っている。 ・また、本件拠出をなくしたり、大幅に減額したりすると、様々な国際的な選挙における安定的な支持基盤を失うことになりかねず、我が国の外交政策の遂行に重大な支障が生じかねない。 ・議長国は加盟国が1年ごとに持ち回りをし、PIF事務局が議長国とともに総会を始めとする関連会議を現地にて開催する等により、加盟国は地域の関係強化及び地域の課題への対処に取り組んでいる。当該機関による事業の実施は、我が国による二国間支援を補完するものとなっている。 ・我が国は、1989年からPIFの域外対話国として議論に参加するとともに、本件拠出金を通じてPIFとの関係を強化し、また、PIFの取組を支援している。 ・こうした関係の下、太平洋・島サミットプロセスや域外国対話等での意見交換を通じ、我が国として重視する、法の支配や人権等基本的な価値はPIFのコミュニケ（声明書）にも反映されている。本件拠出金については、予め我が国と使途について協議し、我が国の意見を反映させている。 ・2016年9月に小田原潔外務大臣政務官（総理特使）がミクロネシア連邦を訪問。2015年9月に中根一幸外務大臣政務官（総理特使）がバブアニューギニア独立国を訪問。2014年7月、木原誠二外務大臣政務官（総理特使）がパラオ共和国を訪問するなど、例年政務レベルがPIF域外国対話に出席。 ・太平洋・島サミットのほか、中間閣僚会合や、2014年以降国連総会の機会に日本・太平洋島嶼国首脳会合を開催しており、PIFの事務局長も参加し意見交換を行っている。 ・本件拠出金は基本的に太平洋島嶼国地域内の事業に支出されており、域内の企業支援が主な目的。日本の企業進出が極めて少ないこともあって、日本の企業が直接受益することはなかったが、太平洋・島サミットとの連携も含めて日本企業が受益する案件策定を協議中である。 ・PIFと日本は、太平洋島嶼国と日本との間の貿易・投資・観光促進のため、南太平洋経済交流支援センター（太平洋諸島センター、SPEESC）を設けており、同センターの理事会を毎年PIF事務局のあるフィジーと日本で交互に開催している。同理事会は基本的にセンターの運営についてのものであるが、同機会にPIFへの拠出金についても協議を行っており、実施案件の決定や適切な拠出金管理について働きかけしており、日本の意向を反映させている。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・PIFにおける日本人職員は、0名である。 ・PIF加盟国の国籍を有する者以外はPIF事務局職員として採用されていない。 ・日本の拠出金の使途については、予め日本と協議することによって、日本の意見を反映させている。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	次のとおり、PDCAサイクルを確保している。 PLAN: PIFから事業案申請書が提出され、外務省にて、同案が、太平洋島嶼国・地域における優先課題（貿易・投資、観光、環境、開発、人材育成、人間の安全保障等）の解決のために資する事業であるか等を精査し、必要に応じ内容を修正した上で承認。 DO: PIFとの意見交換・協議及び在外公館による現地視察・事業関連の各種会合等により、事業の実施状況を適切にモニタリング。 CHECK: PIFから事業終了後に提出される最終報告書を日本政府が確認し、プロジェクトが当初の計画どおり実施され、上記優先課題解決の観点から所要の成果を上げているか評価。 ACT: 日PIF域外国対話を始めとする定期会合及び在外公館における各種意見交換・協議の機会を利用し、本拠出金の効果的な利用、事業の在り方等について改善策を含めて意見交換・協議。 PIFと日本は、太平洋島嶼国と日本との間の貿易・投資・観光促進のため、南太平洋経済交流支援センター（太平洋諸島センター、SPEESC）を設けており、同センターの理事会を毎年PIF事務局のあるフィジーと日本で交互に開催している。同理事会は基本的にセンターの運営についてのものであるが、同機会にPIFへの拠出金の活用・管理についても協議を行うとともに、実施案件の決定や適切な拠出金管理について働きかけることにより、日本の意向を反映させている。
	担当課室名	大洋州課